

「新型コロナに感染し、団体生命共済の請求をしたい」

①②を確認してください

確認 ① : 病院や診療所など医療機関へ入院したか？



↓
医療機関に入院した場合、通常の病気入院と同じ手続きです
診断時期や重症化リスクの有無は問いません

入院していない、自宅療養や宿泊施設療養などの場合



確認 ② : 新型コロナウイルス感染症と診断されたのはいつか？



2022年9月26日以降に診断された場合

以下<重症化リスクの高い方>はみなし入院の対象となり

入院共済金の支払い対象となります

- ・ 65歳以上
- ・ 入院を要する方
- ・ 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患による酸素投与が必要な方
- ・ 妊婦

上記<重症化リスクの高い方>に該当しない場合は

共済金の支払い対象にはなりません

2022年9月25日以前に診断された場合

<重症化リスクの高い方>に限らず、入院共済金の支払い対象となります

自治体や医療機関などが発行した証明書類の添付が必要です

新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い範囲

| ケース | | 陽性判明日（診断日） | |
|-----------------------|-----------------|------------|-----------|
| | | 9月25日まで | 9月26日以降 |
| 入院された場合 | | ○ お支払い対象 | ○ お支払い対象 |
| 宿泊療養・自宅療養された場合（みなし入院） | <重症化リスクの高い方>に該当 | ○ お支払い対象 | ○ お支払い対象 |
| | 上記以外の方 | ○ お支払い対象 | × お支払い対象外 |